

令和5年度
北陸地方整備局 総合評価審査委員会

令和6年度 実施計画（案） 参考資料

4. 各種試行工事の実施方針
工事関係 P 1～P 14

令和6年3月18日
北陸地方整備局

令和6年度 工事の総合評価落札方式 実施計画（案）【工事関係】

4. 各種試行工事の実施方針：自治体実績評価型

【「自治体実績評価型」総合評価落札方式とは】

- 入札参加者が少ないことから、競争性を高め、一層の品質確保・向上を図るため、地方自治体の工事成績評定点や優良工事表彰を評価する試行工事。
- 国の工事实績を持たない企業においては、県の工事成績を評価。
- 比較的に入札参加者の少ない一般土木Cランク工事において適用。

○試行対象工事（下記のいずれかの要件の場合）

- ① かつて直轄管理区域がなかった地域で、国の工事成績を有する企業が限定されることから、競争性を高めることが必要とされる工事に適用。
- ② 工事の入札参加者が少ないことから、競争性を高めることが必要とされる工事に適用。
- ③ その他、災害関連の工事や競争性を高めることが必要とされる工事に適用。

○評価手法

- 自治体の工事成績及び優良工事表彰において評価加点を行う。【継続】
- さらに、競争性確保を向上させるため、「自治体実績評価型」総合評価落札方式を実施する場合、地域貢献度を評価対象外とすることができる。【継続】

評価内容

評価項目		R4 施工能力評価型Ⅰ型	自治体実績活用型 ※③
企業の 施工能力等	同種工事の施工実績	3	3
	国 工事成績(平均点4カ年) 又は 県 工事成績(4カ年2工事平均)	-	6
	国 工事成績(平均点4カ年)	3	-
	国 成績優秀企業	1	-
	国又は県 優良工事表彰の有無(過去2カ年) 国 安全管理優良受注者表彰の有無(過去2カ年)	-	4
	国 優良工事表彰の有無(過去2カ年) 国 安全管理優良受注者表彰の有無(過去2カ年)	4	-
	国 生産性向上技術活用表彰の有無(過去1カ年) 国 ICT人材育成推進企業表彰の有無(過去1カ年) 国 ICT活用工事優秀企業認定の有無(過去1カ年)	2	-
	優良下請け表彰企業の活用	1 ※①	1 ※①
	登録基幹技能者の配置	1 ※①	1 ※①
	(地元企業活用)又は(若手・女性技術者配置)	1 ※①	1 ※①
	地域精通度	1	1
	地域貢献度・災害対応度	3	3 ※②
配置 予定 技術者 等の	同種工事の施工経験と立場	8	8
	国又は県 工事成績(6カ年)	8	8
	優良工事技術者表彰の有無(過去2カ年) 継続教育の取組(技術研鑽度評価含む)	局長:3 事務所長:1 1	局長、知事:3 事務所長、出先機関の長:1 1
施工計画(設定テーマ)		10	10
合計		50	50

注: 評価項目及び配点は対象工事によって異なるので、各工事の入札説明書等で確認のこと

※①: 対象工事のみ加算

※②: 競争性を高めるために自治体実績評価型総合評価落札方式を適用した場合に限り、地域貢献度(3点)を評価対象外とすることができる。その場合、企業の施工能力等の加算点合計が20点満点にならないので留意。

※③: 対象自治体の優良工事表彰制度によって、評価項目や配点等を見直している。

令和6年度 工事の総合評価落札方式 実施計画（案）【工事関係】

4. 各種試行工事の実施方針：企業能力評価型

【適用対象・概要】

- ・競争参加者が少ないと想定される工事において、受発注者双方の事務負担が大きくなる技術者の能力等に係る評価を省略し、企業の能力等のみで評価する方式
- ・事務負担軽減の効果や入札手続き時に技術者の拘束を要しないことによる不調不落防止に期待
 ⇒ **不調不落の防止、発注事務軽減等を目的に難易度の低い工事において、一部試行を実施する。**

本方式の評価イメージ

- ・評価項目のうち、「技術者の能力」の加算点を設定しない。（監理技術者等の要件を満たせば、参加資格を認める）
- ・「企業の能力等」の評価項目を最小限で設定。

（施工能力評価Ⅰ型）

企業の 能力等	施工実績
	工事成績
	表彰
	...
地域 精通度	地理的条件 災害協定等
	...
技術者の 能力等	施工実績
	工事成績
	表彰
技術提案 (施工計画)	...

（企業能力評価型）

企業の 能力等	施工実績
	工事成績
	表彰
	...
地域 精通度	地理的条件 災害協定等
	...
技術者の 能力等	施工実績
	工事成績
	表彰
技術提案 (施工計画)	...



「配置予定技術者の施工能力」を評価しないため
 ⇒ 技術者を拘束不要、事務手続きの負担軽減

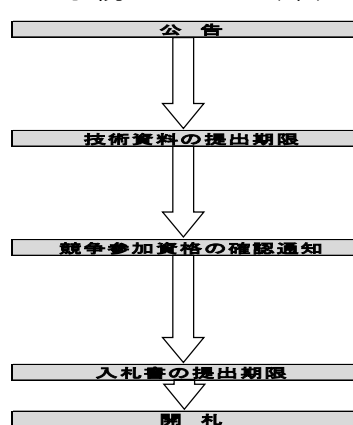
令和5年度の試行（案）

■評価配点（案）

評価項目	施工能力評価Ⅰ型	企業能力評価型	
① 企業の 施工能力等	同種工事の施工実績	4	4
	工事成績(平均点4ヵ年)	5	5
	成績優秀企業	1	1
	優良工事表彰の有無(過去2ヵ年)	4	4
	安全管理優良受注者表彰の有無(過去2ヵ年)	4	4
	国 生産性向上技術活用表彰の有無(過去1ヵ年)	2	2
	国 ICT人材育成推進企業表彰の有無(過去1ヵ年)	2	2
	国 ICT活用工事優秀企業認定の有無(過去1ヵ年)	2	2
	地域精通度	1	1
	地域貢献度・災害貢献度	3	3
	20	20	
② 配置 予定 技術者 等	同種工事の施工経験と立場	8	-
	工事成績(6ヵ年)	8	-
	優良工事技術者表彰の有無(過去2ヵ年)	3	-
	継続教育の取組(技術研鑽度評価含む)	1	-
	20	-	
③ 施工 計画	同種工事の施工経験と立場	10	-
		10	-
合計(①+②)	50	20	

配置予定技術者の
評価を省略
(加算点合計50⇒20点)

■手続きフロー（案）



	施工能力評価Ⅰ型	企業能力評価型
10日程度以上	→	7日程度以上
10日程度以上	→	7日程度以上
合計30日程度		合計20日程度

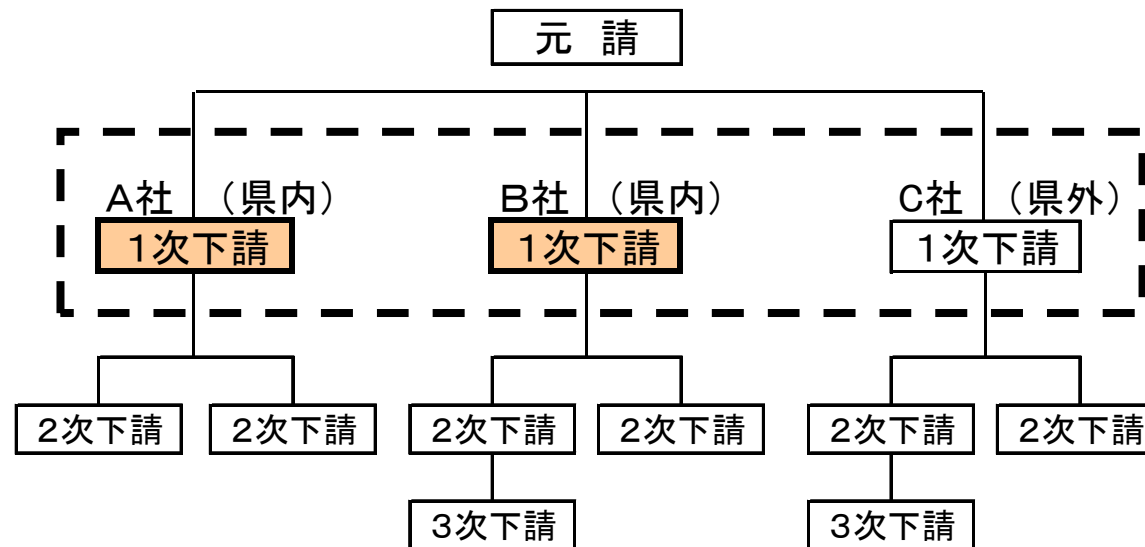
手続き期間を短縮可能
(日数計30⇒20日程度)

令和6年度 工事の総合評価落札方式 実施計画（案）【工事関係】

4. 各種試行工事の実施方針：地元企業活用審査型

【試行概要】

- 中堅企業（一般土木B）を対象とした工事において実施
- 地元企業の下請け活用を図るため「当該県内に本店を置く企業」の活用度合を評価



地元企業の1次下請合計金額

1次下請合計金額

・地元企業活用率の配点

① 90%以上：I型(1点)、S型(1点)

② 90%未満：I型(0点)、S型(0点)

令和6年度 工事の総合評価落札方式 実施計画（案）【工事関係】

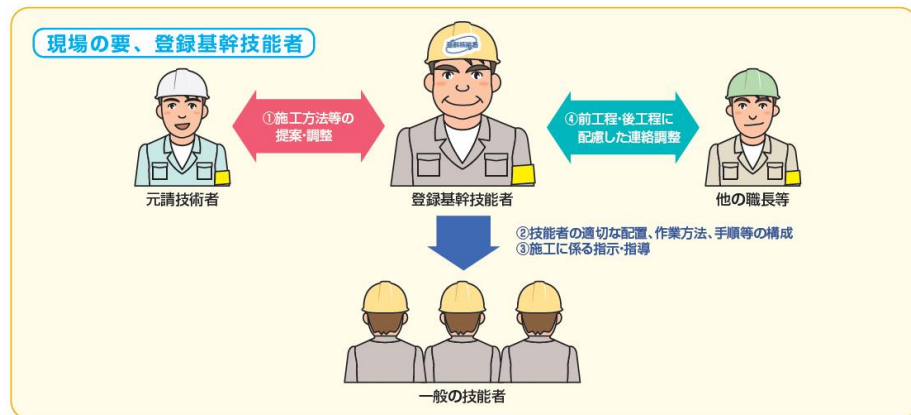
4. 各種試行工事の実施方針：登録基幹技能者の配置

登録基幹技能者の配置

登録基幹技能者の役割

登録基幹技能者の役割は概ね次の業務を内容とし、建設現場における直接の生産活動において中核的な役割を担っています。

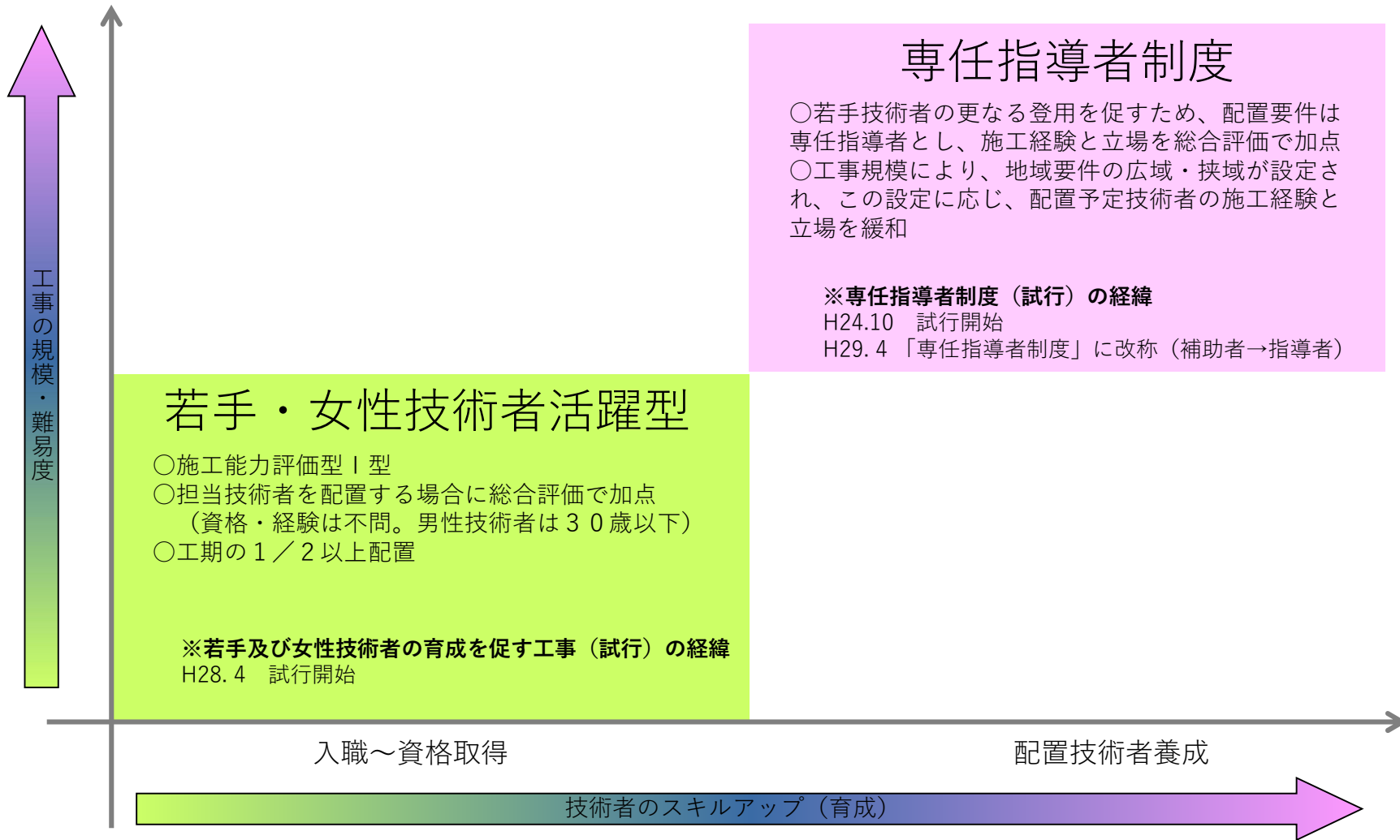
- ① 現場の状況に応じた施工方法等の提案、調整等
- ② 現場の作業を効率的に行うための技能者の適切な配置、作業方法、作業手順等の構成
- ③ 生産グループ内の技能者に対する施工に係る指示、指導
- ④ 前工程・後工程に配慮した他の職長との連絡・調整



登録番号	登録基幹技能者講習の種類 (登録年月日)	登録番号	登録基幹技能者講習の種類 (登録年月日)
1	登録電気工事基幹技能者 (H20.5.13)	18	登録内装仕上工事基幹技能者 (H20.12.26)
2	登録橋梁基幹技能者 (H20.7.17)	19	登録サッシ・カーテンウォール 基幹技能者 (H21.2.13)
3	登録造園基幹技能者 (H20.7.17)	20	登録エクステリア基幹技能者 (H21.3.5)
4	登録コンクリート圧送 基幹技能者 (H20.7.18)	21	登録建築板金基幹技能者 (H21.3.5)
5	登録防水基幹技能者 (H20.8.19)	22	登録外壁仕上基幹技能者 (H21.4.28)
6	登録トンネル基幹技能者 (H20.9.1)	23	登録ダクト基幹技能者 (H21.4.28)
7	登録建設塗装基幹技能者 (H20.9.1)	24	登録保温保冷基幹技能者 (H21.11.27)
8	登録左官基幹技能者 (H20.9.1)	25	登録グラウト基幹技能者 (H21.11.27)
9	登録機械土工基幹技能者 (H20.9.17)	26	登録冷凍空調基幹技能者 (H22.3.25)
10	登録海上起重基幹技能者 (H20.9.19)	27	登録運動施設基幹技能者 (H22.3.25)
11	登録PC基幹技能者 (H20.9.30)	28	登録基礎工基幹技能者 (H23.12.16)
12	登録鉄筋基幹技能者 (H20.9.30)	29	登録タイル張り基幹技能者 (H24.7.26)
13	登録圧接基幹技能者 (H20.9.30)	30	登録標識・路面標示基幹技能者 (H24.10.29)
14	登録型枠基幹技能者 (H20.9.30)	31	登録消火設備基幹技能者 (H25.7.3)
15	登録配管基幹技能者 (H20.10.16)	32	登録建築大工基幹技能者 (H26.1.27)
16	登録露・土工基幹技能者 (H20.12.12)	33	登録硝子工事基幹技能者 (H27.1.22)
17	登録切断穿孔基幹技能者 (H20.12.12)		

令和6年度 工事の総合評価落札方式 実施計画（案）【工事関係】

4. 各種試行工事の実施方針：次代担い手（若手・女性技術者）活躍型と専任指導者精度

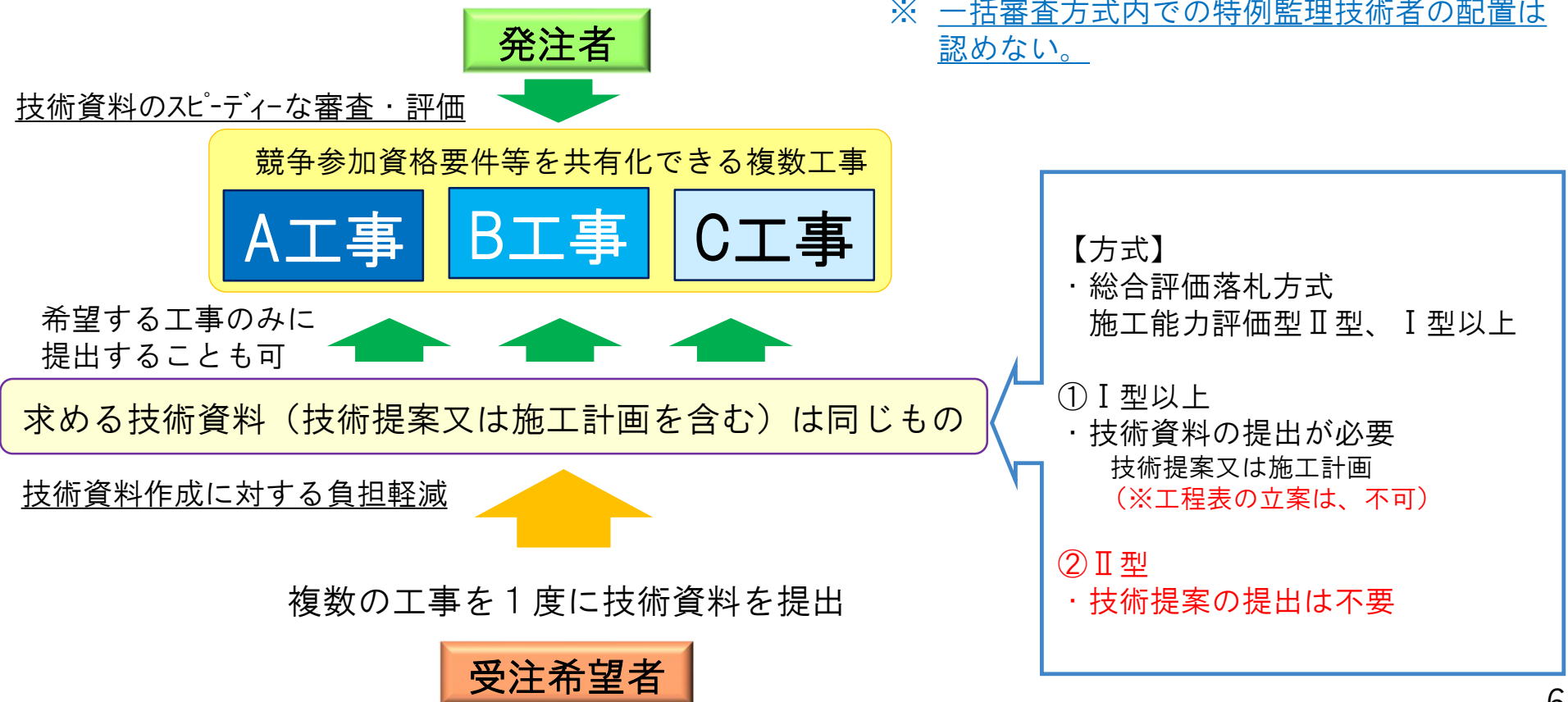


令和6年度 工事の総合評価落札方式 実施計画（案）【工事関係】

4. 各種試行工事の実施方針：一括審査方式（適用範囲の変更）

- ・ 総合評価落札方式において、競争参加資格要件や技術提案又は施工計画のテーマを共通化できる複数工区の発注が同時期に予定されている場合、競争参加申込者が提出する技術資料（技術提案及び施工計画を含む。）の内容を同一のものとする^{こと}で、提出資料の簡素化し、受発注社の負担軽減を図る。
- ・ 発注者・受注者双方の業務負担の軽減を図るとともに、スピーディーな予算執行に寄与。
- ・ 適用にあたっては、これまでは施工能力評価型Ⅰ型以上（技術資料（技術提案及び施工計画を含む。）の提出を求める。）としていたが、**技術資料の提案が不要なⅡ型においても可能**とする。

※ 一括審査方式内での特例監理技術者の配置は認めない。



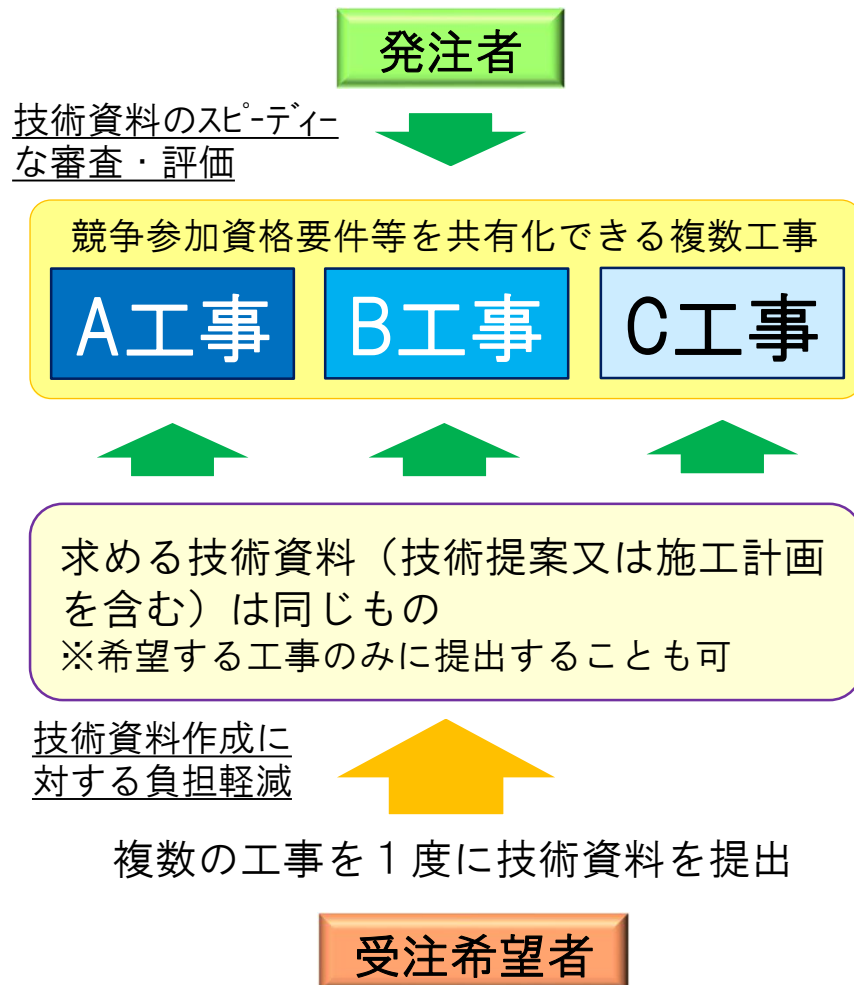
令和6年度 工事の総合評価落札方式 実施計画（案）【工事関係】

4. 各種試行工事の実施方針：一括審査方式における複数名申請

一括審査方式の発注にあたっては、申請できる配置予定技術者を1名に限定していたが、技術資料の申請から契約までの間を長期に渡り技術者を拘束するWTOにおいて複数名の申請を可能とする試行。

令和5年度は、本官契約工事の一部において試行。

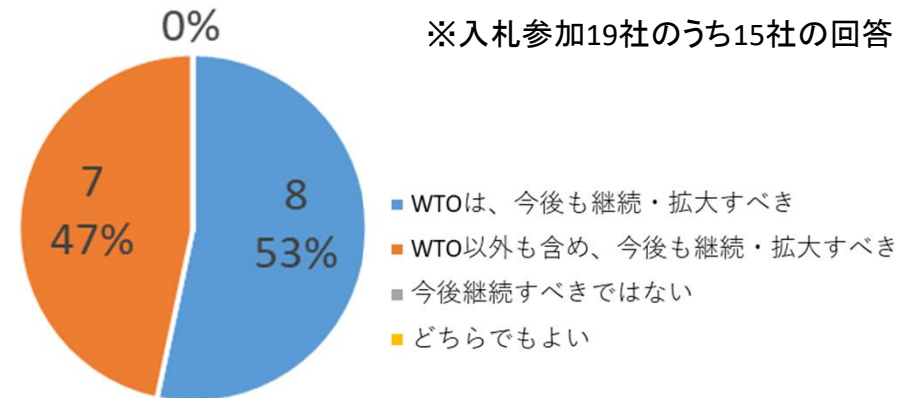
一括審査方式イメージ



項目	施工能力評価型		技術提案評価型
	Ⅱ型	I型	S型(一部)
総合評価方式	Ⅱ型	I型	S型(一部)
配置予定技術者の複数名申請	×	×	○
技術資料	—	技術提案又は施工計画	技術提案

令和4年度WTO工事 入札参加社のアンケート結果

※入札参加19社のうち15社の回答



【受注者の意見(自由回答)】

- ・受注機会の増加が期待できる。
- ・技術者の拘束期間が長期にわたることから継続してほしい。

令和6年度 工事の総合評価落札方式 実施計画（案）【工事関係】

4. 各種試行工事の実施方針：段階選抜方式（技術提案1事項）

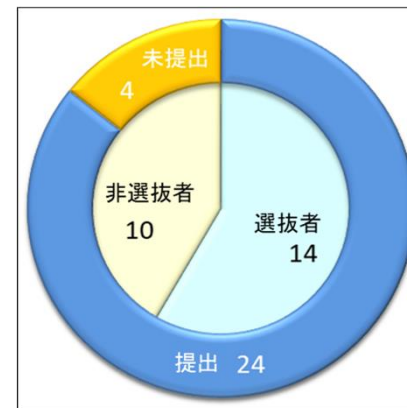
段階的選抜方式運用の見直し（一部工事で試行）

- 令和3年度の政府調達案件（WTO）であるA工事において、**受注機会の確保・拡大及び段階選抜方式2次審査進出者の固定化防止などを目的**に、北陸地整ではこれまでの段階選抜方式（審査事項：企業および技術者評価）で**技術提案1事項も併せて1次審査を行う試行**を実施した。
 - 結果は、一定数であるが、発注者の意図としていた、企業・技術者+技術提案の組み合わせで、**2次審査へ進む15位圏内の入れ替わりが確認**できた。
- ⇒**受注機会の確保・選抜者の固定化防止に寄与しており、引き続き令和5年度も試行を継続**する。

A工事の試行結果（一次審査）

No.	会社名	従来の方式 (企業・技術者評価)	順位	会社名	今回の試行 (企業・技術者評価+技術提案)	順位
1	A社	30	1	A社	30 + 14 = 44	1
2	B社	30	1	N社	27 + 14 = 41	2
3	C社	30	1	Q社	26 + 14 = 40	3
4	D社	30	1	B社	30 + 7 = 37	4
5	E社	30	1	C社	30 + 7 = 37	4
6	F社	30	1	D社	30 + 7 = 37	4
7	G社	30	1	E社	30 + 7 = 37	4
8	H社	30	1	F社	30 + 7 = 37	4
9	I社	30	1	G社	30 + 7 = 37	4
10	J社	29	10	H社	30 + 7 = 37	4
11	K社	29	10	Y社	22 + 14 = 36	11
12	L社	29	10	J社	29 + 7 = 36	11
13	M社	29	10	K社	29 + 7 = 36	11
14	N社	27	14	L社	29 + 7 = 36	11
15	O社	27	14	M社	29 + 7 = 36	11
16	P社	27	14	Z社	21 + 14 = 35	16
17	Q社	26	17	O社	27 + 7 = 34	17
18	R社	26	17	P社	27 + 7 = 34	17
19	S社	26	17	R社	26 + 7 = 33	19
20	T社	26	17	S社	26 + 7 = 33	19
21	U社	26	17	T社	26 + 7 = 33	19
22	V社	23	22	U社	26 + 7 = 33	19
23	W社	23	22	I社	30 + 1 = 31	23
24	X社	23	22	V社	23 + 7 = 30	24
25	Y社	22	25	W社	23 + 7 = 30	24
26	Z社	21	26	AA社	21 + 7 = 28	26
27	AA社	21	26	X社	23 + 1 = 24	27
28	BB社	10	28	BB社	10 + 7 = 17	28

1. アンケート集約数内訳



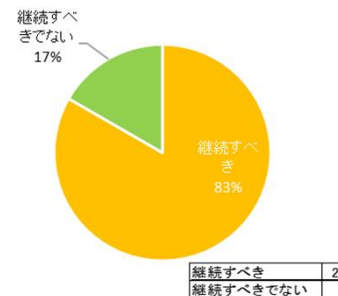
提出	24
未提出	4
計	28
集約率	86%

対象	数	対象(全体)	数	集約率
選抜者	14	(選抜)	15	93%
非選抜者	10	(非選抜)	13	77%
計	24		28	

アンケート数24社（内訳としては段階選抜の選抜者14社、非選抜者10社） 参考：全参加者28社

15位ライン

2. 一次審査で技術提案を求める試行



受注機会の拡大・確保及び固定化の防止という観点では、『有効である』とし、8割強の社が、今後も限定的な試行を求めている結果であった。

令和6年度 工事の総合評価落札方式 実施計画（案）【工事関係】

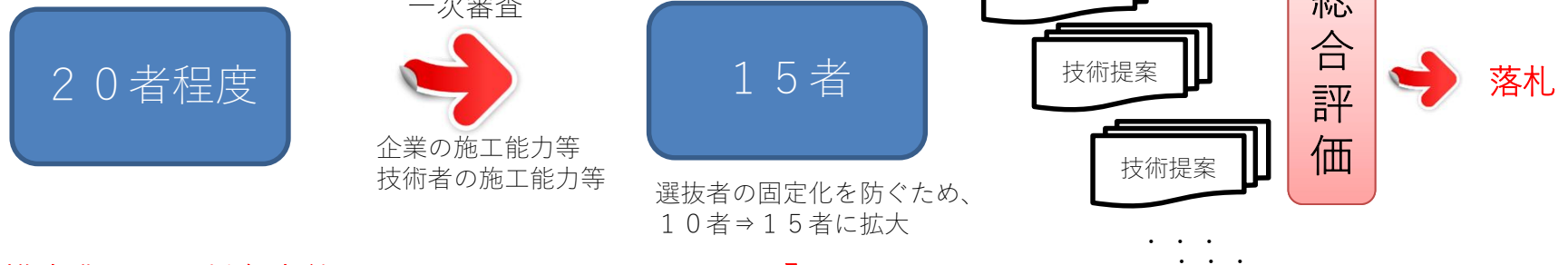
4. 各種試行工事の実施方針：段階選抜方式（大規模事業での見直し）

段階的選抜方式運用の見直し（一部工事で試行）

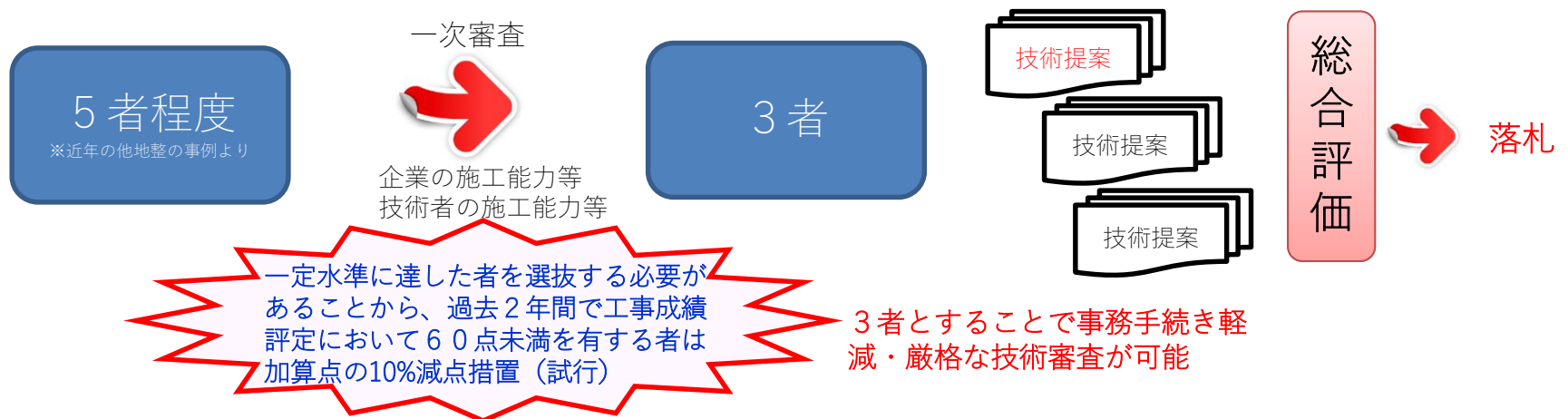
- 国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン』では、技術提案を求める競争参加者数が比較的多くなることを見込まれる工事においては、段階的選抜方式を活用することにより、受発注者双方の事務量の軽減と適正な審査の確保を図ることが望ましいとされており、一次審査における絞り込みの考え方として、技術提案評価型S型：5～10者程度、**技術提案評価型A型：3～5者程度**の目安が記載されている。
- また、大規模事業については、国民の財産・生命を守る重要な構造物であるとともに、地域のシンボリックな構造物になることから、品質・出来映えも重要な評価項目となる。品確法に基づき、一定水準に達した者を選抜する必要があることから、過去の工事成績において、60点未満を有する者については、段階的選抜方式において、加算点の10%を減点する措置（JV構成員含む）を講ずる。（試行）

【従来のWTO対象案件（技術提案評価型S型）】

トンネル工事など



【大規模事業WTO対象案件（技術提案評価型A型・ECI方式）】

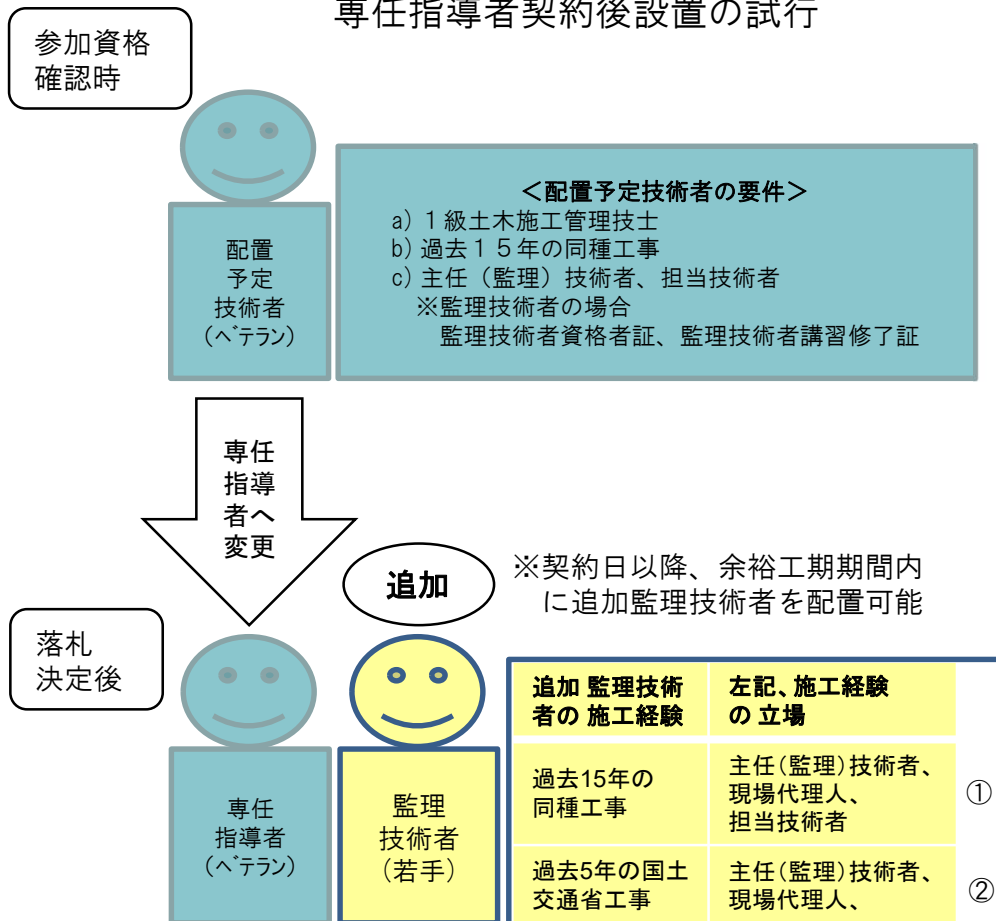


令和6年度 工事の総合評価落札方式 実施計画（案）【工事関係】

4. 各種試行工事の実施方針：専任指導者契約後設置

専任指導者契約後設置については、これまで申請時において監理技術者と専任指導者を提出し、その両方を評価していたが、近年の技術者不足から、実績をより多く積める技術者対策の一環として、申請時には配置予定技術者（主任技術者または監理技術者）として申請し、契約後に一定の要件を満足する監理技術者を擁立し、申請時の技術者を専任指導者に変更できる試行（S型以上の一部を対象）。

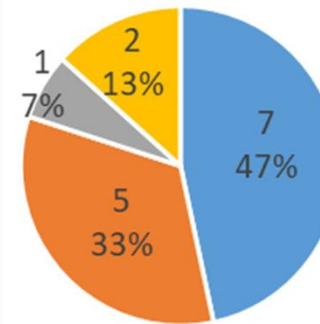
専任指導者契約後設置の試行



①②のいずれか
※②は、専任指導者制度として緩和している要件（通常工事は①のみ）

入札参加社のアンケート結果

※入札参加19社のうち15社の回答



- WTOは、今後も継続・拡大すべき
- WTO以外も含め、今後も継続・拡大すべき
- 今後継続すべきではない
- どちらでもよい

【受注者の意見（自由回答）】

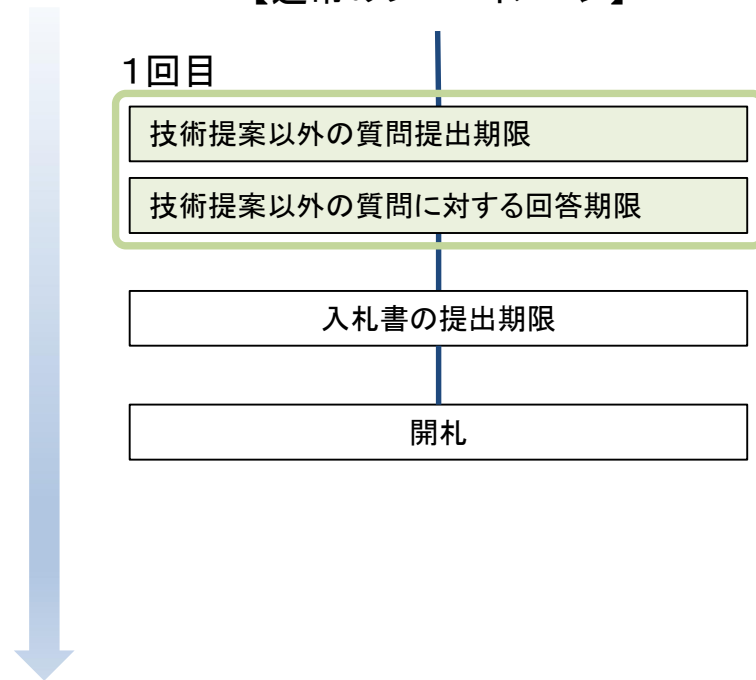
- ・他の技術者が実績を多く積めることにより、今後の受注機会の確保にもつながる。
- ・技術者の高齢化に加え、若手技術者が不足していることから、今後の技術者育成にも役立つ。
- ・技術者が不足する中で、監理技術者相当の技術者が2名必要となり、入札参加機会の減少につながる。

令和6年度 工事の総合評価落札方式 実施計画（案）【工事関係】

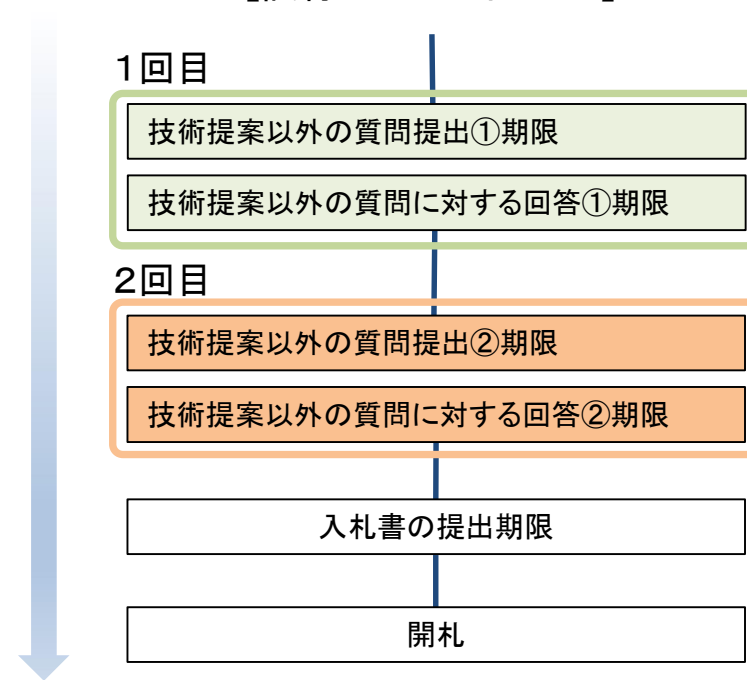
4. 各種試行工事の実施方針：資料等に関する質問回答の拡充

WTO工事における企業間の競争のうち入札4. 多様な入札契約制度の取組：⑥資料等に関する質問回答の拡充
 参加者が入札価格を決定する上での発注者側積算の内容を質問する機会があり、その質問回答を更問い等が可能な様に2回に増やす試行。（S型以上の一部）

【通常のフローイメージ】

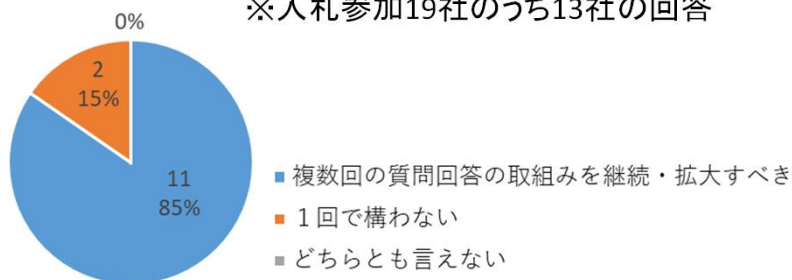


【試行のフローイメージ】



入札参加社のアンケート結果

※入札参加19社のうち13社の回答



【受注者の意見(自由回答)】

- ・複数回の回答により積算に係る疑問点など、従前より解消される。
- ・1回目の回答についても、まだ不明な点があり、再度質問ができるので継続してほしい。
- ・質問回答と入札までの期間を長くしてほしい。

令和6年度 工事の総合評価落札方式 実施計画（案）【工事関係】

4. 各種試行工事の実施方針：労務費見積活用宣言

労務費見積尊重宣言モデル工事

一般社団法人 日本建設業連合会（日建連）は、建設技能者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけるため、『労務費見積宣言』を2018年（平成30年）9月18日に表明し、元請け企業による労務賃金改善の取組が行われている。

これを踏まえ、建設業の労務賃金改善に関する取組を推進するため、総合評価方式や工事成績評価点においてインセンティブを付与するモデル工事を試行する。（S型（WTO）を対象）

「労務費見積り尊重宣言」

建設技能者賃金の更なる引き上げに向けて

平成30年9月18日
一般社団法人日本建設業連合会

将来の担い手確保を見据えた建設技能者の処遇改善は建設業界全体にとって最大の課題である。中でも処遇の基本中の基本である賃金については、政府には公共工事設計労務単価6年連続引き上げという後押しをいただき、日建連においても平成25年7月に決定した「労務賃金改善等推進要綱」等に基づき公共工事について設計労務単価表を添付した上で見積りを徴収するなどの取り組みを行ってきた結果、年間約445万円（※）まで上昇してきたが、平成26年4月の「建設技能労働者の人材確保・育成に関する提言」で示した「全産業労働者平均（年間約552万円）」という目標には、まだまだ2割以上の引き上げが必要である。

（※）2017年厚生労働省「賃金構造基本統計調査」による年間賃金総支給額

一方、公共工事設計労務単価の上昇率の推移などをみると最近賃金の伸びの鈍化がうかがえることを踏まえ、去る3月27日、石井国土交通大臣から建設業関係4団体に対し「公共工事、民間工事を問わず建設業の担い手の給与引き上げを目に見える形で進めていただきたい。その際、週休2日工事における補正措置も含め現場の技能者まで給与が確実に行き渡るよう、各団体には更に思い切った具体的な取組の実施をお願いします。」との要請がなされた。

そのような中、（一社）建設産業専門団体連合会では、5月31日、「技能や経験に見合った給与の引き上げを行い、技能労働者の処遇改善に努める」ことを決議されている。今後、建設技能者賃金を全産業労働者平均に向かって持続的に引き上げていくためには、まず各専門工事事業が積極的に給与の引き上げを行い、元請に対して必要な労務賃金、法定福利費を明確にした見積りを提出し、元請がそれに応じて適切に支払うという好循環が広がっていくことが望まれる。

日建連としては、専門工事事業が行う技能に見合った給与の引き上げに必要な労務費（労務賃金）を確実に支払うことで元請として共同でこの好循環を促進するため、ここに「労務費見積り尊重宣言」を行う。

「労務費見積り尊重宣言」

日建連会員企業は、建設技能者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけていくため、一次下請企業への見積り依頼に際して、内訳明示が進んできている法定福利費に加えて労務賃金改善の趣旨に叶う適切な労務費（労務賃金）を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重する。

◎日建連においては、会員各社の宣言に基づく取り組みを推進するため、

- ① 会員企業の代表的な具体的取り組み内容、方法等を会員各社に紹介する。
- ② 会員各社の「労務費見積り尊重宣言」の取り組み状況を毎年フォローアップ・公表（※）し、取り組みの徹底を図る。

（※）個社名は出さない

【労務費見積尊重宣言】

- ① 『労務費見積尊重宣言』の確認
- ② 見積書に労務費（労務賃金）を内訳明示する旨を期した誓約書の確認
- ③ 上記①②両方を満たす者に加点評価（1点）

令和6年度 工事の総合評価落札方式 実施計画（案）【工事関係】

4. 各種試行工事の実施方針：参加者確認型契約方式

【背景・課題】

- 機械設備は、新設した業者の技術的ノウハウによりシステム構成されおり、修繕工事の多くは新設時施工業者しか施工できず、近年の技術者不足も重なり**不調不落が増加**。
- 契約した維持修繕工事でも多くが1社応札の状況。

【課題解決の方策】

- 機械設備修繕工事の不調不落対策を目的とする。
- 新設時施工業者以外で修繕工事契約希望者の有無を確認する「参加者の有無を確認する公募手続き」を行い、その結果により随意契約又は一般競争を行うことによって、確実な契約及び入札手続きの合理化を図る。

【対象工事】

工 種：河川用水門設備（大形）、ダム用水門設備、揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備、車両計測設備、昇降設備の修繕工事

（過去5ヶ年において契約の過半数が1社応札であり、また1社応札が複数回発生している工種を基本とし、それ以外の工種は今後必要に応じて対象とすることを検討する。）

工事規模：WTO（6.9億円）未満

難易度：制限しない

注）平成25年度に関東地整で試行を開始し、現在は東北・中部・近畿・中国・九州地整で試行。

【実施結果】

- 令和4年度は3件の工事で摘要
選択取水設備修繕工事1件、排水ポンプ設備修繕工事2件
- 3工事とも新設時施工業者が受注し、不調不落対策に寄与。

【一般土木工事への適用】

- 砂防堰堤仮設工撤去他工事は、令和3年3月15日に公告したが、参加表明者1者で、かつ入札辞退(不参加)。
- 一般的な砂防工事ではなく特殊な施工が必要となることから敬遠
 - 施工対象設備の技術的ノウハウを有する新設時施工業者以外の者による施工が困難であることが想定されることから「機械設備工事における参加者確認型契約方式」を一般土木工事へ適用（試行）。
 - 新設時の施工業者が受注し、不調不落対策に寄与

⇒ **不調不落対策に寄与しており、引き続き、試行を継続する。**

令和6年度 工事の総合評価落札方式 実施計画（案）【工事関係】

4. 各種試行工事の実施方針：フレームワークモデル工事

- 【一定の地域内で類似する複数の工事について、予め参加希望者の意思を確認し、その中から工事毎の参加者を指名する「フレームワークモデル工事（総合評価落札方式）」を試行。
- 工事発注が一定の地域で集中し、技術者の確保が難しく、競争参加技術者が少数と見込まれる工事において試行。
- 提出資料を簡素化・合理化し、手続き期間を短縮することで、入札参加者の増加を見込む。

